

- オ 各種研修会、学校訪問等を通して、学習指導に関する下記事項の徹底に努めた。
- (ア) 教科・科目の目標を明確にとらえ、指導内容を重点化して基礎学力の充実を図ること。
- (イ) 個性の伸長を図るために、一人一人の生徒の個性の理解に努めるとともに、指導の改善を図るなど学習指導の個別化・個性化に努めること。
- (ウ) 学習効果を高めるための評価の方法について研究し、改善を図ること。
- ② 生徒指導の充実を図る。
- ア 校内における指導体制の確立を期し、各種研修会、学校訪問等の指導を通して、教職員の共通理解を図り同一步調による生徒指導の充実に努めた。
- イ 生徒指導・特別活動担当者研修会を開催し、生徒の多様化に即した生徒指導のあり方について研究協議を行った。
- ウ 学校における教育相談体制の確立と教育相談活動の改善充実を図った。
- ③ 進路指導の適正化に努める。
- ア 進路指導講座等を実施し、下記事項の徹底に努めた。
- (ア) 低学年からの計画的、組織的な進路指導を通じ進路意識の高揚に努めること。
- (イ) ホームルーム活動における進路指導の充実に努めること。
- (ウ) 進路相談や諸調査・諸検査を通して、生徒の能力・適性・進路の希望等を的確に把握すること。
- (エ) 生徒の自己理解の促進に努めること。
- (オ) 進路指導室の整備及び進路に関する情報や資料の収集に努めるとともに、その効果的な活用を図ること。
- (カ) 組織的・計画的な進路相談の充実に努めること。
- ④ 創造性豊かな魅力ある学校つくりに努める。
- 高等学校普通科等の活性化を図るため、3ヵ年計画で国際理解教育の推進、情報処理教育の推進、学力の向上、スポーツの振興、芸術文化の振興などの領域において、本年度60校を指定した。
- ⑤ 産業教育の充実を図る。
- ア 産業教育の改善・充実を図るため、施設設備の充実並びに情報処理教育の推進に努めた。
- (ア) 体験入学の学習内容の質的改善・充実に努めた。
- (イ) 職業学校・学科の理解を促進するため、紹介用パンフレット「わたくしたちの進路」を作成配布した。
- (ウ) 情報処理教育の充実のため、教員の研修に努めた。
- (エ) 産業教育関係機関との連携により、産業教育の振興に努めた。
- イ 時代の進展に対応するため、学科の新設や改編に努めた。
- (4) 教職員の資質の向上と学校管理運営の充実
- ① 現職教育の充実
- ア 校内における研修体制の改善・充実を図った。
- イ 研修会、講習会等への積極的参加を促進し、指導力の向上を図った。
- ウ 自己研修の充実により、教職員の能力が効果的に發揮されるように努めた。
- ② 学校管理運営の適正化
- ア 適正な学校運営の努力目標を定め、その到達度を客観的に評価できるように努めた。
- イ 管理者が学校管理運営について積極的に指導助言を行いうるように努めた。
- ウ 諸表簿の整理と保管、設備・備品の管理と活用については、適正に行われるよう努めた。
- エ 学校事務の責任分担を明確にし、正確、敏速、円滑に処理するよう努めた。
- オ 各種調査報告について、厳正、的確に作成し、期限の厳守に努めた。
- ③ 勤務体制の確立
- ア 教職員の勤務内容を明確にし、その実績について客観的に評価できるようにした。
- イ 最終退勤者と宿日直代行員は、出退勤時に学校管理状況の引継ぎを確實に行うよう指導した。
- ④ 使命感の高揚
- ア 教育公務員としての使命感に徹し、規律と責任ある態勢を整え、教育能率の向上に努めた。
- イ 教育公務員としての立場を自覚し、いっそう事故防止に努め、社会的信用を失墜することのないようにした。
- ウ 絶えず自己研修に努め、豊かな知性を養い、指導力を高め、職責をじゅうぶん果たせるようにした。
- (5) 教育環境の整備充実
- ① 学習環境の整備充実
- ア 環境整備については、方針を確立し、年次計画による充実を図った。
- イ 学習環境を整備し、学習意欲の高揚を図った。
- ウ 施設・設備の管理と運営の適正化を図った。
- ② 学校事故防止の徹底
- ア 安全教育の計画的実施と、事故防止を配慮した環境の整備改善に努めた。
- イ 学校事故、教職員事故の防止については、適切な対策を講じ、事故の絶無を期した。
- ウ 指導・管理の充実を図るため、関係機関、団体等との連携を密にして協力態勢の確立に努めた。
- (6) 公立高等学校入学者選抜
- ① 基本方針
- 平成4年度福島県公立高等学校入学者選抜における基本方針
- ア 一般選抜
- 入学者の選抜は、中学校長より提出された調査書、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果を資料として、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定していくこととする。
1. 中学校長より提出する調査書は、厳正公平に作成する。
 2. 高等学校においては、調査書を十分に尊重する。